

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月9日

川口市長 殿

提出者

住 所 川口市領家5-11-13

氏 名 株式会社 城南製鋼所
代表取締役社長 澤 貴至
電話番号048-223-3116

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社城南製鋼所
事業場の所在地	川口市領家5-13-35
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	E 鉄鋼業【2221】
②事業の規模	282億円【令和6年度】
③従業員数	149人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	1. 別紙1（製造フローシート） 別紙2 （工場配置図） 別紙3（廃棄物発生フロー） 別紙4 2. 処理委託 100%処理委託・中間処理（破碎）2次発生なし 最終的に路盤材として利用される 3. 当社産廃（鋳さいースラグ）

(日本工業規格 A列4番)

-7.6.11

8

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

1. 別紙4 参照
2. 特別管理産業廃棄物責任者－品質保証部・課長

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	鉦さい	
	排 出 量	24, 186 t	t
	（これまでに実施した取組） 1. 発生抑制・飛散防止を考慮した製造方法を実施 2. 100%委託処理する		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	鉦さい	
	排 出 量	24, 000 t	t
	（今後実施する予定の取組） 1. 発生抑制・飛散防止を考慮した製造方法を実施 2. 不透明な要素は高く、経営環境は厳しい。発生数量は若干減少見込み 3. 100%委託処理する		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 鉦さいは100%委託処理している 委託された廃棄物は中間処理され、2次発生はない
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 同上、100%委託処理にて取組

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	鉋さい	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	鉋さい	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	鉋さい	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	鉋さい	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	鉾さい	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	鉾さい	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	鉾さい	
	全処理委託量	24, 186 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	24, 186 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	鉾滓さいは、鉄鋼スラグ協会（日本鉄鋼連盟）のスラグ製品の管理に関するガイドラインに基づき、製鋼スラグ管理マニュアルを制定。それに続く、廃棄物管理運用手順書の制定により、廃棄物管理の適正な処理を行っている。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	鉾さい	
	全 処 理 委 託 量	24, 000 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	24, 000 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 同上、管理マニュアル、管理運用手順書に従い、産業廃棄物管理の適正処理に取り組んでいく。		
※事務処理欄			

備考

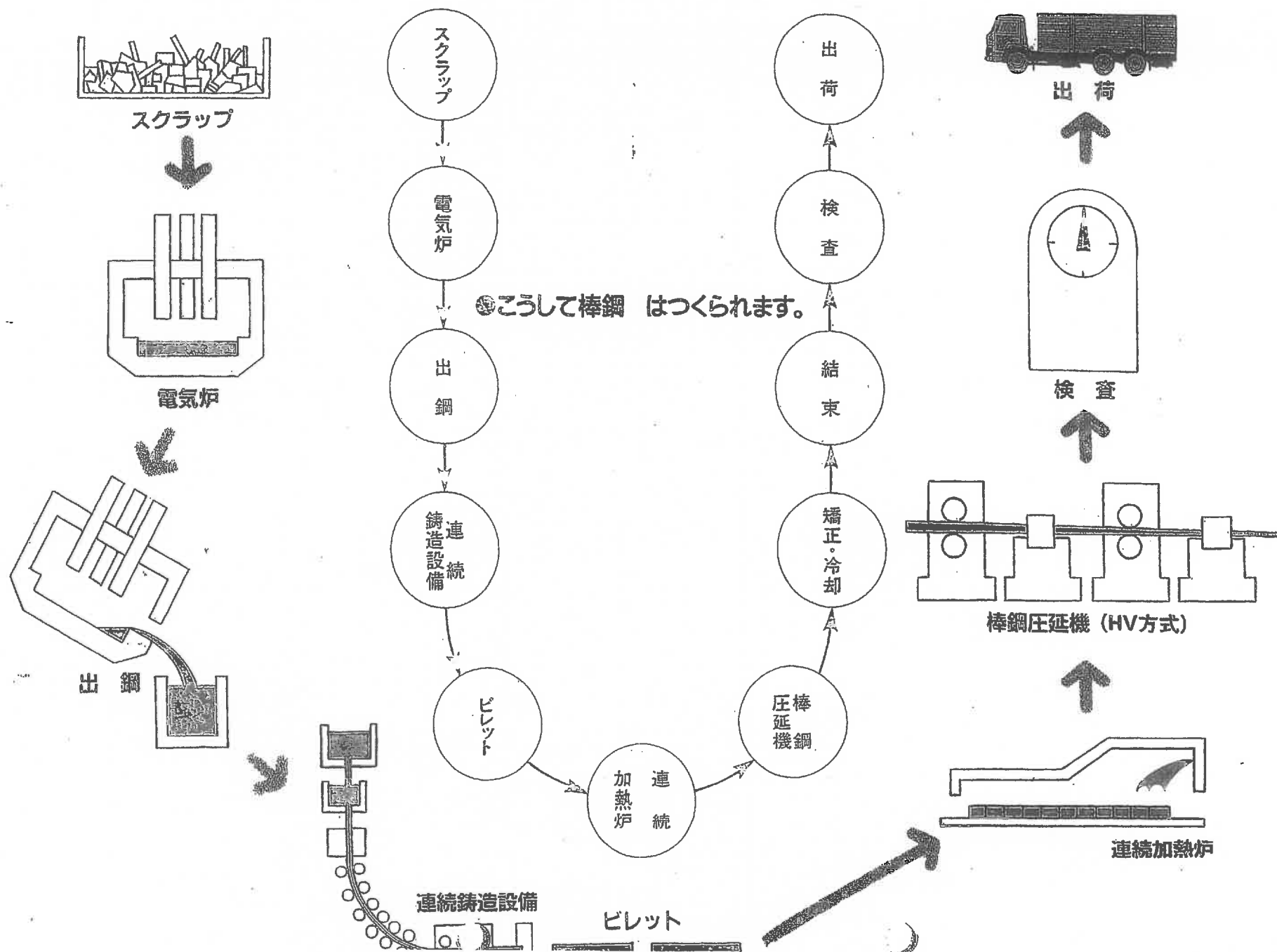
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

<別紙2>

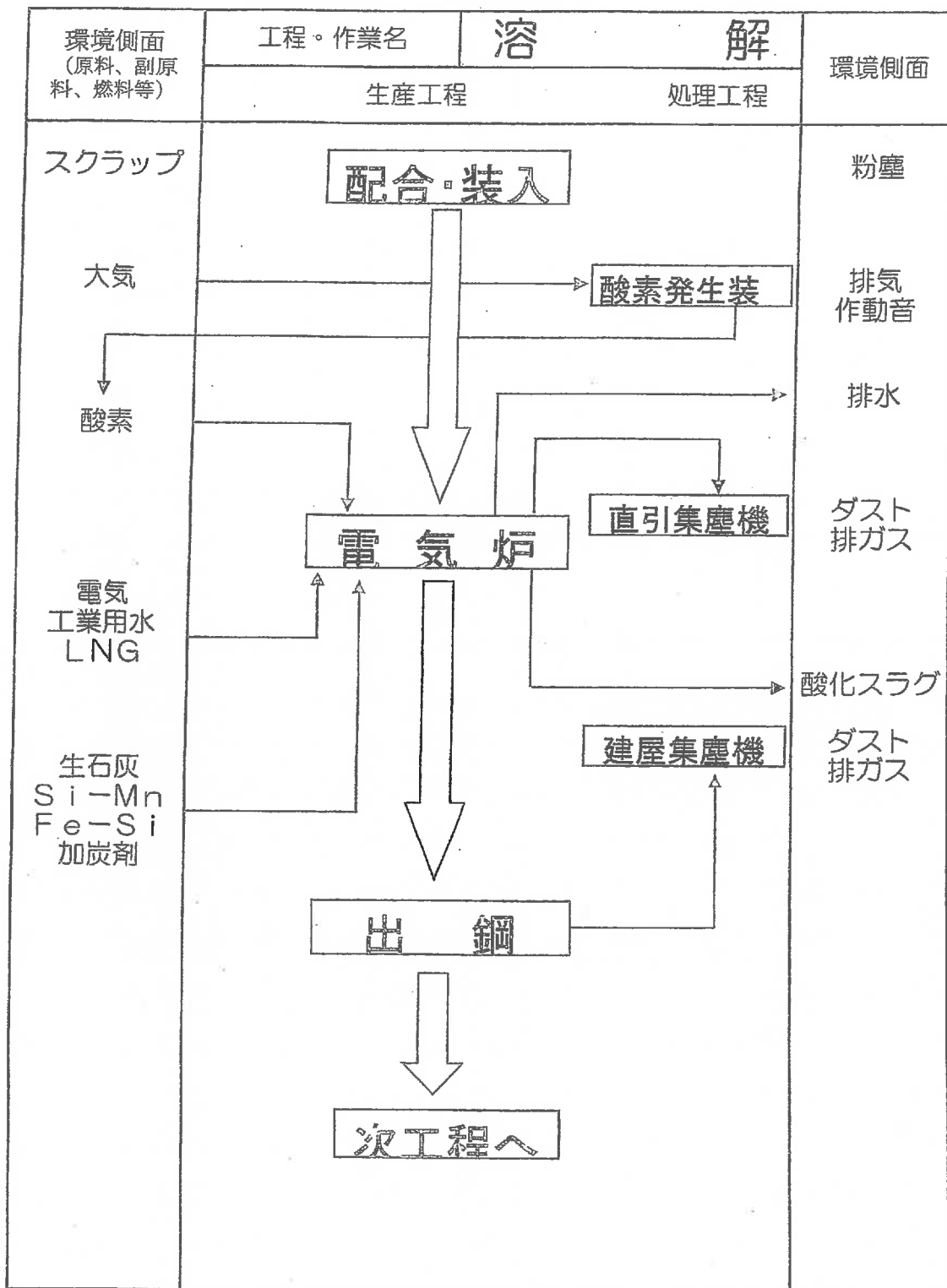
株式会社 城南製鋼所 構内配置図



【 別紙 1 製造工程・フローシート 】



【別紙 3】廃棄物発生フロー図



産業廃棄物管理手順書

文書番号

環 - 04

頁

5 / 7

11 管理マニュアル運用のための体制（組織の名称及び組織図）

（1）組織の名称・・・株式会社 城南製鋼所 環境安全衛生管理委員会

（2）管理組織図

